

競争入札の参加者の資格等（告示）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について次のとおり告示する。

令和8年1月19日

長崎県知事 大石 賢吾

1 競争入札に付する事項

「24時間子供SOSダイヤル（親子ホットライン）」夜間休日相談業務委託

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者の中、3年を限度として知事が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- (6) この告示の日から入札の期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- (7) この告示の日から入札の期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

3 競争入札参加者の資格要件

令和4年4月1日から申請書の提出期限の日までにおいて、当該業務と類似する業務の履行実績があること

4 競争入札参加者の資格及び審査

- (1) 競争入札参加者の資格は、施行令第167条の5第1項及び第167条の5の2に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し決定する。

(2) 審査事項

- ア 年間売上高
- イ 営業年数
- ウ 従業員数
- エ 財務比率（純利益、固定長期適合率及び流動比率）
- オ 過去の類似する業務の実績

5 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の時期

この告示の日から、令和8年2月4日（水）までの間（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、県のホームページから入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

入札に参加しようとする者は申請書に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に持参又は郵送（書留郵便など配達記録が残るものに限る。期限までに必着のこと。）により提出すること。

- ア 誓約書（第2号様式）
- イ 法人にあっては登記簿謄本（履歴事項全部証明書）及び前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書
- ウ 個人にあっては、本籍地の市町村長が発行する身元（分）証明書、住所地の市町村長が発行する住民票、法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書及び前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書
- エ 都道府県税に関し未納がないことを証する証明書
- オ 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
- カ 印鑑届（第3号様式）
- キ 委任状（第4号様式）
- ク 営業概要書（第5号様式）
- ケ 令和4年4月1日から申請書提出期限までに、当該業務と類似した業務について実績を証明する書類（任意様式）
- コ その他入札参加資格条件を満たすことを証する書類

提出書類は原本とし、参加資格申請日より3月以内に発行されたものに限る。

過去の「24時間子供SOSダイヤル（親子ホットライン）」夜間休日相談業務委託にかかる総合評価方式一般競争入札に参加するものに必要な資格並びに資格申請の時期及び方法等について定める告示に基づき、入札参加資格を有すると決定された、資格の有効期間内であるもの、かつ、2に掲げる競争入札に参加することができない者に該当しない者で競争入札に参加しようとする者は、申請書及び印鑑届（第3号様式）及び委任状（第4号様式）を提出すること。なお、申請書の目次に記載する書類及び添付書類については「資格審査結果通知書」（写）の提出により代えることができる。

(4) 申請書等の作成に用いる言語

- ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

長崎県教育庁児童生徒支援課

〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号

電話 095-894-3339（直通）

6 資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから、令和11年3月31日までとする。但し、5(3)において申請書の目次に記載する「資格審査結果通知書」（写）の提出をもって代えようとする者については、「資格審査結果通知書」（写）に記載の期限までとする。

7 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書を通知（郵送）する。

8 資格の取消し等

- (1) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(1)又は(7)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
- (2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

入札参加資格を取り消したとき、又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。